

社会保険

いばらき

7

育児休業期間中の保険料・標準報酬月額

2015 July
NO.444

- 継続再雇用された方の標準報酬月額
- 高額療養費のご案内
- 限度額適用認定証をご利用下さい



「咲き競う」(撮影・石岡市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

育児休業期間中の 保険料・標準報酬月額

育児・介護休業法による育児休業等の期間については、申出により健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。また育児休業等を終了したときに、3歳未満の子を養育している被保険者の報酬が低下した場合には標準報酬月額の改定が行われます。



育児休業等取得者申出書 により保険料を免除

育児休業等（育児休業および育児休業に準じる休業）期間については、事業主の申出により健康保険・厚生年金保険の保険料（被保険者及び事業主負担分）が免除されます。

手続き

※保険料免除期間中に賞与が支給された場合は、賞与にかかる保険料も免除されませんが、賞与支払届の提出は必要です。

免除となるのは、「育児休業を開始した日の属する月」から、「その育児休業等を終了した日の翌日が属する月の前月」までの期間です。

「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を郵送で茨城事務センター又は、管轄の年金事務所へ提出してください。



育児休業等を終了した際の 標準報酬月額の改定

育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業等を終了したときに育児等を理由に報酬が低下した場合は、随時改定の要件に該当しなくても、事業主を経由して申出をすることにより、育児休業終了日の翌日の月以後3カ月間にうけた報酬の平均額をもとに、4カ月目から標準報酬月額の

改定を行います。この改定により復帰後の報酬を反映させた保険料負担になります。

手続き

被保険者は、事業主を通じて「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を郵送で茨城事務センター又は、管轄の年金事務所へ提出してください。



養育期間の従前標準報酬 月額みなし措置

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合には、被保険者の申出により、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響

しないように、従前の標準報酬月額をその養育期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。この場合の保険料は、実際の低い標準報酬月額に応じた負担になります。

手続き

被保険者は、事業主を通じて「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を郵送で管轄の茨城事務センター又は、年金事務所へ提出してください。

なお、申出には子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにすることができ書類（戸籍抄本等）と、申出者が子を養育することになった日を証明する書類（住民票の写し等）を添付してください。

※申出日より前の期間については、申出月の前月までの2年間に限りみなし措置が認められることとなりますので、ご注意ください。



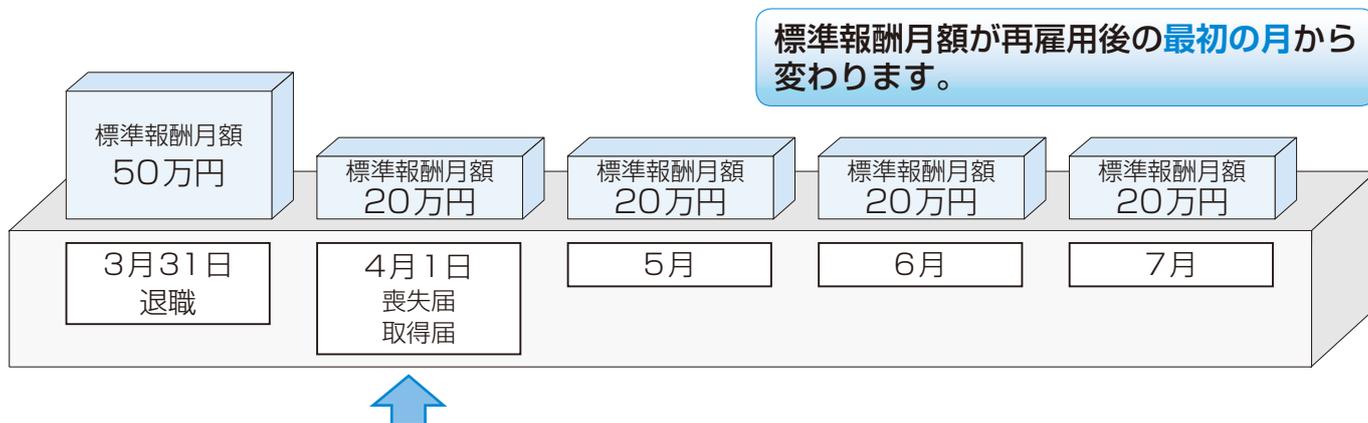
退職後継続再雇用された方の 標準報酬月額について

被保険者が退職後1日の空白もなく同じ会社に再雇用された場合、使用関係は継続し、被保険者資格も継続します。

ただし、60歳以上で退職後1日の空白もなく継続して再雇用（退職後継続再雇用）される人は、使用関係が一旦中断したものとして、「資格喪失届」「資格取得届」を提出することができます。これによって、再雇用された月から再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定することができます。

60歳以降に退職後継続再雇用される方すべてが対象になります。

事例 3月31日に退職し4月1日に同じ会社に再雇用され、かつ給与が50万円から20万円となった場合



標準報酬月額が再雇用後の最初の月から変わります。

被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出していただくことにより標準報酬月額の決定を行います。

※届出が必要です

退職後継続再雇用される場合は、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出する必要があります。

なお、提出時の添付書類として下記①と②の両方、または③を提出する必要があります。

- ①就業規則、退職者辞令の写し（退職日が確認できるものに限る）
- ②雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことが分かるものに限る）
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明（事業主印が押印されているものに限る）

ご注意ください

- 60歳以降に退職後継続再雇用され、再雇用の最初の月から給与変動に対応した標準報酬月額の扱いを受けるためには、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出いただく必要があります。（なお、厚生年金基金及び健康保険組合に加入している事業所である場合には、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要です。）
- 健康保険の傷病手当金を受けている方は、新たに被保険者資格取得届を提出されると、再雇用後の標準報酬月額をもとに傷病手当金の計算を行いますので、ご注意ください。

◆ 詳細につきましては、お近くの年金事務所へお問い合わせください ◆

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

高額療養費のご案内

医療機関で1カ月に窓口で支払った医療費が一定の金額を超えたときは、申請により、超えた分が高額療養費として払い戻されます。医療機関から支払いに必要な情報（診療報酬明細書）が届いてからの審査となるため、**払い戻しには診療月から3カ月以上かかります**のでご了承ください。

1 高額療養費の対象となる医療費（自己負担額）

高額療養費を計算する際の医療費（自己負担額）は、医療機関から提出された診療報酬明細書（レセプト）に基づいたものとなり、下表「窓口負担額の計算」①～④ごとに合計額を算出します。そして同一世帯（ご本人とその被扶養者の方）で、70歳未満の方の21,000円以上のものを合算した額となります。（70歳以上の方はすべての金額を合算します。）

窓口負担額の計算	①一人ずつ暦月（月の1日～末日まで）ごと	③同じ医療機関でも内科と歯科は別に計算
	②医療機関ごと	④同じ医療機関でも入院・外来は別に計算
	※ 入院時の食事代や、差額ベット代のような保険診療対象外の負担等、高額療養費の計算対象とならない負担もあります。	

2 自己負担限度額

→70歳未満の方

自己負担限度額は、被保険者の所得区分によって5つに分かれます（ただし平成26年12月診療分までは3区分）。また、過去12カ月に高額療養費の支給が3回以上あった場合は**多数該当**となり、自己負担限度額が軽減されます。

〈平成26年12月診療分まで〉

被保険者所得区分	自己負担限度額	
	（過去1年間に1～3回目まで）	
①上位所得者（標準報酬月額53万円以上の方）	150,000円+（総医療費－500,000円）×1%	多数該当（4回目以降） 83,400円
②一般（①及び③以外の方）	80,100円+（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
③低所得者（市町村民税の非課税者等）	35,400円（定額）	24,600円



〈平成27年1月診療分から〉

被保険者所得区分	自己負担限度額	
	（過去1年間に1～3回目まで）	
①区分ア（標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円+（総医療費－842,000円）×1%	多数該当（4回目以降） 140,100円
②区分イ（標準報酬月額53万～79万円の方）	167,400円+（総医療費－558,000円）×1%	93,000円
③区分ウ（標準報酬月額28万～50万円の方）	80,100円+（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
④区分エ（標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
⑤区分オ（被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

→70歳～74歳の方（高齢受給者）

70～74歳の方の自己負担限度額は、所得区分が4段階に設定され、外来と世帯単位に分けられています。外来の負担額は、医療機関や金額を問わず、すべての負担分を合算して計算します。入院時の窓口負担は、あらかじめ世帯単位の限度額までとされています。

被保険者所得区分	自己負担限度額	
	外来 （個人ごと・定額）	世帯単位（入院を含む）
①現役並み所得者 （標準報酬月額28万円以上の方）	44,400円	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% （多数該当：44,400円）
②一般（①及び③以外の方）	12,000円	44,400円（定額）
③低所得者	II（市町村民税の非課税者等）	24,600円（定額）
	I（所得が一定基準以下の方等）	15,000円（定額）

医療費が高額になりそうなときは 限度額適用認定証をご利用ください

限度額適用認定証をご利用になると窓口でのお支払いが自己負担限度額まで※1となり、高額療養費(払い戻し)の申請が不要※2になります。

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取り扱いとなります。

保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

- 「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関窓口へ提示してください。

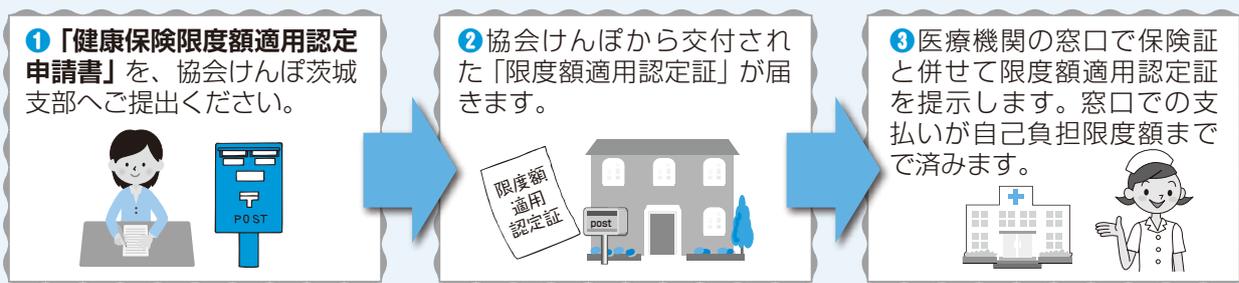
限度額適用認定証は70歳未満の方がご利用になれます。

- 70歳以上の方は、保険証と併せて**高齢受給者証**を提示すると窓口でのお支払いが自己負担限度額で済みます。
- 「全国健康保険協会 茨城支部」の名称が記載されている保険証をお持ちの方が対象です。

限度額適用認定証の発行までの流れ

限度額適用認定証をご利用いただくには、申請が必要です。

申請書は協会けんぽホームページから印刷できます。また、ご郵送もいたします。申請書をご記入のうえ療養される方の**保険証のコピー**を添付し、協会けんぽ茨城支部へご提出ください。



【限度額適用認定証申請時の留意点】

- 限度額適用認定証の有効期間は、申請書を受け付けた日の属する月の1日(資格を取得した月の場合は資格取得日)から最長で1年間の範囲となります。
- 申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。また、認定証の送付には1週間程度かかりますので日程に余裕を持ってご提出ください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1582 (業務グループ)

保険証の記載事項が変わりました

平成27年6月29日以降に協会けんぽが発行する保険証の記載事項を変更いたしました。



Q 発行済の保険証は？

A 発行済の保険証は従来どおり使用できます。
※すでに発行されている保険証の更新(差し替え)はありません。

Q 二次元コードとは？

A 保険証に記載されている情報をコード化し、協会けんぽから保険証を発送する際のチェックと、返却後の回収登録に使用します。加入者の皆さまのご利用に影響はありません。
なお、保険証右端の二次元コード部分は、返却後の回収登録に使用しますので、切ったり、汚したりしないでください。
※高齢受給者証も二次元コードを印刷します。

《保険証に関するお問い合わせ：029-303-1582（業務グループ）》

保険証は正しく使いましょう！



▶ 業務上のケガには保険証は使用できません

工作中（業務上）や通勤途中の事故が原因となって起きた病気やケガについては、保険証は使用できません。労災保険の対象となるため、事業主さまへ届け出てください。

▶ 保険証は退職日までしか使用できません

会社を退職された場合、**保険証が使用できるのは退職日まで**です。退職日の翌日からは使用できませんので、従業員様が退職される際には必ず保険証を回収いただきますようお願いいたします。

(例) 7月20日 退職 ⇒ 翌日7月21日以降は**使用不可**

(例) 7月1日 扶養解除 ⇒ 7月1日以降は**使用不可**

《保険証に関するお問い合わせ：029-303-1582（業務グループ）》

協会けんぽ職員や関係者を装った不審な電話等にご注意ください！

協会けんぽ職員や関係者を名乗る不審な電話やメール、訪問があった場合は、できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞き、**メモを控えてご家族等に相談してください。**

また、怪しいなと感じたら、口座番号等の個人情報を伝えたり、現金を支払ったり、振り込みをしないで、**全国健康保険協会 茨城支部**までご相談ください。